



近代中国における「奏定優級師範学堂章程」の成立とその展開

経, 志江

(Citation)

研究論叢, 10:15-27

(Issue Date)

2003-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008630>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008630>



近代中国における「奏定優級師範学堂章程」の 成立とその展開

経志江*

はじめに

近代中国において中等教員養成制度が本格的に導入・整備されるのは、1904年1月に交付された「奏定優級師範学堂章程」(以下、「章程」と略記)以後のことである。中国において近代的中等教員養成制度が導入されたのはこれが最初ではなく、それより約1年半前の1902年8月、管学大臣張百熙の名で立案された「欽定京師大学堂章程」のもとにおいてであった。しかしこの章程に定められた師範館の設置条文は、京師大学堂師範館の開設を除いて実施されず、まもなく「章程」にとって替わられたのである。この新しい学制では師範教育がこれまで以上に重視されるようになり、国家による中等教員養成の仕組みが大いに整えられた。師範教育を優級・初級の二段階に分け、師範教育体系の一貫性をはかる独立の師範教育系統を樹立したのである。

この師範教育系統における中等教員養成制度は、日本のそれをモデルとした制度であったといわれている。たとえば、陳永明は「優級師範学堂は、当時日本の高等師範学校とほぼ同じ性格の教員養成機関であった」と述べている¹。このような見解は、劉問岫『中国師範教育簡史』(人民教育出版社、1984年)といった中国における先行研究でも散見することができる。つまり先行研究は、清朝末期の中等教員養成

制度が日本のそれを踏襲していたという共通した認識を有していることがわかる。実際に1904年の中国の学校系統を1900年の日本の学校系統と比較してみると(図1)、類似しているところが多いことがわかる。

とくに筆者が注目するのは、中学堂から大学に続く専門教育の系統とは別に師範教育の系統が設けられていたことや、初等教員養成を担う初級師範学堂と中等教員養成を担う優級師範学堂が重層的に設けられていたことなど、日本の教育制度をそのまま踏襲した点である。しかし、それらの先行研究は、師範教育において何をどのように導入したのかという具体策については究明していない。

こうした先行研究を踏まえ、本論文では清朝末期の中等教員養成制度が、具体的にどこまで日本の制度を参考にしたのかについて、詳細に比較検討し、「奏定優級師範学堂章程」の性格を明らかにする。また、先行研究が触れていない優級師範学堂の設置状況や経営実態をも考察する。

I 「奏定優級師範学堂章程」の制定とその内容

1 起草者の経歴

「章程」は、「奏定学堂章程」(癸卯学制)の一環である。「奏定学堂章程」は、3名の管学大臣、すなわち張百熙・榮慶・張之洞が協議し作成したものであったが、実際には張之洞が中心であった。張之洞は管学大臣を拝命した後、直ちに自らが創設した湖北方言

* 神戸大学大学院総合人間科学研究科

¹ 陳永明『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』ぎょうせい、1994年、20頁。

学堂の漢文教員であった陳毅と胡鈞²、さらに十数人を雇用して「奏定学堂章程」の起草を命じた³。これらの起草者は皆日本留学生であった⁴。

胡鈞の文章から、張之洞が「章程にある学務綱要や経学に関する各項目、各級学堂における国学の部分および文学の課程を手がけた」が、その他のものに関しては、「当時長椿寺に事務所を設け、教育に通曉する者を招いて各課程のそれぞれの項目を作成させた」ことが分かる⁵。また、王国維は「奏定経学科大学文学科大学書後」の巻頭で、「奏定学堂章程は、黄陂出身の陳毅が起草したものを、南皮出身の張之洞尚書が実際に仕上げた」ものであったと述べ、陳毅の構想にかかる部分が大きいと証言した⁶。

陳毅は、かつて王国維や胡鈞などと一緒に、張之洞により教育事情を調査するため日本に派遣され、1901年12月から2ヵ月ほど東京に滞在した。張之洞の信頼が厚い人物であった。東京滞在中に彼らは、高等師範学校・女子高等師範学校・東京府立師範学校などを見学し、さらに嘉納治五郎や伊沢修二などの教育専門家を訪ねて、教育上の意見を聞いた。教育専門書や教科書も大量に買い込み、その中の重要な書物の翻訳を滞在中に始めた⁷。また陳毅は、帰国後すぐ雑誌『教育世界』に日本の「師範教育令」(1897年10月勅令第346号)などを翻訳したものを発表した⁸。

こうした陳毅の日本の師範教育に対する深い理解から、陳毅こそ「章程」を起草した人物であると推測できる。起草の際には日本の中等教員養成制度が参考

にされた。

2 「章程」の条文にみる日本の影響

「章程」は「目的、学科課程、生徒募集、卒業生服務、附属学堂、教員・管理員」の6章に分けられていた。カリキュラムを規定したのは学科程度の章は③で詳しくみることにし、まずは、全体の条文を考察してみる。「章程」でまとめて規定された内容は、日本においてはいくつかの別個の規則、規程、法令となっている。「章程」の条文とそれに該当する日本の諸規程を比較した(表1)。

優級師範学堂の目的は、高等女学校の教員の養成を欠いていること以外は、日本の高等師範学校と同様であった。優級師範学堂は公共科、分類科、加習科の3つに分かれており、加習科は、分類科修了語、自ら管理法や教授法の学力がなお不足であると感じ、教育の肝要を学ぶ希望のあるものを入学させ教育の神髄を考究させた。こうした学科課程は日本の高等師範学校が、予科本科研究科としたのと同様であり、修業年限についてもほぼ同様であった。生徒募集についてもほぼ同様である。ただし、初級師範や中学堂の卒業生がまだそれほど排出されていない状況に応じて、変則的に科挙及第者を募集対象としたことが窺える。服務義務は日本の高等師範学校に比べ1年短かったが、前期の数年間を文部大臣が指定する機関に服務するという点などが同様であった。附属学校の設置目的に至っては、全く同じであったといえる。教員管理員については、教員職員を合わせて附属学校の教職員まで一括して規定しているため日本のものと比べやや煩雑となっている。

以上のように「章程」の各条文は、日本の高等師範学校に関する諸規程と酷似していた。

3 カリキュラムにみる日本の影響

では、もっとも重要なカリキュラムの内実はどうであっただろうか。ここでは、公共科や分類科のカリキュラムを例とし、その内容を日本と比較しながらその特徴

² 呉貽谷主編『武漢大学校史』武漢大学出版社、1993年、22頁。

³ 関曉紅『晚清学部研究』広東教育出版社、2000年、56頁。

⁴ 蔣維喬「清末学制之草創」、陳学恂主編『中国近代教育史教学参考資料』上冊、人民教育出版社、1986年、558頁。

⁵ 胡鈞『清張文襄公之洞年譜』台湾商務印書館、1978年、206-207頁。

⁶ 王国維「奏定経学科大学文学科大学章程書後」、前掲陳学恂主編『中国近代教育史教学参考資料』上冊、551頁。

⁷ 汪婉『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1998年、96頁。

⁸ 同前書、246頁。

を解明する。

日本の高等師範学校予科に当たるのは公共科である。1 年の共通教養課程ともいうべき公共科を終えれば、日本の高等師範学校本科に当たる分類科に進学する。まずは、公共科と予科のカリキュラムを比較する。公共科の学科目は、英語、数学、日本語、国語、体操、論理、倫理、経学であった。対する予科の学科目は、英語、数学、漢文、国語、体操、論理、倫理、図画、音楽であった。

表2、3を一見して分かるように、細かい違いはあるものの中国の学科目と各学科目のおおよその比率は、日本のそれと類似していた。英語の週時間数は12時間で、日本と同様に抜きでて多い。ついで多い数学の週時間数の2倍であった。数学と同時間数を費やしたのは日本語であった。日本語や英語の教育に力を入れたことは、日本や欧米列強に学ぶ姿勢を示していよう。数学教育を重視したことは科学を推進する清政府の姿勢を現わしている。

予科との違いとしては、経学が設けられていたこと、音楽・図画が設けられなかったことがあった。経学の設置は、日本が明治半ば以降に実行し、成功した忠君愛国の国家主義的教育、すなわち国民統合をめざす臣民教育をモデルにしたものであった。また、外患内憂の排除を目指す上で、即時的に救国の用をなさないと考えた図画や音楽といった科目は重視していなかったものと思われる。

次に分類科のカリキュラムと日本の本科のカリキュラムの比較である。

5 部(外国語学部、国文学部、地理歴史部、数物化学部、博物学部)の学科に分けられた日本の本科に対し、中国の分類科は4 類(中国文学および外国語を主とする第1 類、地理および歴史を主とする第2 類、数学、物理学および化学を主とする第3 類、植物、動物、鉱物および生理学を主とする第4 類)の学科に分けられた。日本では外国語と国文をそれぞれ一つの学部にしたが、中国ではこの二つを合わせて第1 類と設定したのである。

ここでは、近代化を急ぐ中国がもっとも重視していたと思われる数物化学を専門とする第3 類を例にとりて比較してみる。中国の第3 類は日本の数物化学部に相当する。それぞれのカリキュラムを表4、5に示した。

分類科第3 類の学科目は、人倫道德、教育学、心理学、数学、物理学、化学、英語、図画、手工、体操、経学大義、中国文学であった。また、日本の本数物化学部の学科目は、倫理、心理学及教育学、数学、物理学、化学、英語、図画及手工、体操、天文気象であった。科目構成、時間数の比率など、第3 類は日本の本科数物化学部と似ているといえる。

違いとしては、教育学と心理学を分けそれぞれ一つの科目としたこと、経学大義という経学科目が設けられたこと、天文気象が設けられていなかったことなどがあげられる。

最後に、中国の加習科と日本の研究科のについて簡単に述べておこう。加習科の学習内容は、「人倫道德、教育学、教育制度、教育政令機関、美学、実験心理学、学校衛生、専科教育、児童研究、教育演習の10 科目から、5 科目以上を修得しなければならない。教育演習は必修ではない。卒業論文の提出を要する」とされていた。日本の「研究科ノ科目ハ本科各部ニ置ク所ノ科目トス」と記された。

以上、優級師範学堂における公共科、分類科、加習科のカリキュラムを、日本のそれと比較してその類似点と相違点を明らかにした。その結果、カリキュラムをみる限り、日本との大きな違いは、経学科目を設けていたことである。

経学は張之洞の主張にもとづいて設けられた科目である。張之洞の主導で作成された「奏定学堂章程」は、中国教育史上はじめて国民教育の理念を明確に打ち出した。従来の支配体制を強化維持するための国民意識の統合を狙った支配者側の意図が、経学科目には込められていた。また、専門科目に関していえば、文系の第1 類を除くその他の3 類はいずれも日本のそれより学習時間数が多かった。学生に多くの負荷をかけてでも、近代国家の早期実現を目指していたと

いえよう。

II 優級師範学堂の設置と限界

1 優級師範学堂の概要

さて、「章程」に基づき全国では、どのくらい中等教員養成機関が設けられたのか。またどのくらい生徒を募集し、どのくらい卒業者を送り出したのか。ここでは、その全国的な設置の概要について述べる。

もっとも早い時期に設置されたのは京師大学堂優級師範科であった。京師大学堂優級師範科は、1904年に京師大学堂の再編成に伴い設置された新たな中等教員養成機関であり、その前身は1902年12月にスタートした京師大学堂師範館であった。1902年には100数名、1904年には200数名の学生を入学させた。前者は1907年に卒業し、卒業生数104名、後者は翌1908年に卒業し、卒業生数は206名であった⁹。これらの師範生は、「章程」の応募者基準に達しており、卒業後は「章程」の服務義務規定に従い初級師範学堂や中学堂の教員として義務を果たしたと思われる。また彼らは民国初頭において、大学長や南京教育部社会教育司司長および各地の中学校校長を務めた者も少なくなかった¹⁰。

「章程」制定の時点で、将来、大学堂の予備科および分科大学が開設されたときには、優級師範科を優級師範学堂に改め、独立させることになっていたもので、1908年6月、京師大学堂優級師範科は京師優級師範学堂となった。1908年10月、優級師範学堂として初めての入学試験が実施され、80余名が入学を許可され、11月14日に正式に開学した。次いで1909年ならびに1910年にも、三度に分けて入試が行われ、各省から推薦されてきた学生150余名が入学した。これらの師範生はいずれも民国に入ってから卒業した。1909年入学生の卒業は1913年で43名、1910年入

学生の卒業は1914年で61名であった¹¹。

三江師範学堂(1906年9月に両江師範学堂と改名)は、1903年2月に張之洞の上奏によって設置され、1904年11月に開学した初・中等教員を同時に養成する師範学堂であった。三江師範学堂は1904年に「章程」に基づく分類科の第3類甲班と第4類を設け、江蘇省、安徽省および江西省の3省から師範生を募集した。81名の師範生が入学し、うち第3類甲班が35名で、第4類が46名であった。この81名の師範生は1910年1月に卒業した。また1906年7月頃、第3類乙班も50名を募集したが、卒業年などは不明である¹²。

1903年6月に保定に設置された直隸兩級師範学堂は1907年に76名の優級師範卒業生を送り出した¹³。

北洋師範学堂は1906年11月に天津に開設され、1909年時点での優級完全科の在學生は55名であった¹⁴。

以上の4校は1906年以前に設置された優級師範学堂である。1907年から1909年に設置された優級師範学堂の数や在學生数については清政府の統計があり、それに基づき表6を作成した。

1909年時点で直隸兩級師範学堂には134名の学生が在籍していた¹⁵。

山東省では1907年に山東全省師範学堂(1910年に山東優級師範学堂と改名)優級師範完全科が設置された。初級師範完全科の第2クラスと第3クラスの卒業生から136名を選出し、優級師範完全科の文科(第2類)クラスと理科(第3類)クラスに入学させた。1908年、この文・理兩科は再び1クラスずつ生徒を募

¹¹ 同前書参照。

¹² 「両江師範学堂同学録」、朱有瓚主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、華東師範大学出版社、1989年、361-362頁。

¹³ 阿部洋「清末直隸省の教育改革と渡辺龍聖」『国立教育研究所紀要』第115集、1978年所収。

¹⁴ 「宣統元年直隸教育統計図表」、前掲朱有瓚主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、406-408頁。

¹⁵ 同前書、406-408頁。

⁹ 大塚豊「中国近代高等師範教育の萌芽と服部宇之吉」『国立教育研究所紀要』第115集、1978年所収。

¹⁰ 国立北京師範大学秘書処畢業生事務部編『国立北京師範大學同学録1907-1934』(出版社不明)、1934年参照。

集した。1907年に入学した師範生は1910年春に卒業し、1908年に入学した師範生は1911年春に卒業した。これらの卒業生は合計136名で、優級文科(第2類)が70名、優級理科(第3類)が66名であった。1909年、優級師範完全科は、1クラスの第4類の学生を募集したが、卒業年は不明である¹⁶。その他の省については、史料を欠いており詳細は不明である。

2 受験者の資格にみる優級師範学堂の限界

「章程」では、優級師範学堂公共科の受験資格は、初級師範学堂および官立中学堂の卒業生であることが定められていた。ただし私立中学堂の学生であっても、その学科レベルが官立中学堂のそれに相当すると省学務処が認めた場合には受験できた。また、これらの資格に相当する者は多くなかったのも、変則として、学業成績が初級師範学堂および官立中学堂の卒業者と同等と認められる者について詳細な試験を行い入学者を選ぶ制度も作られていた。

このような措置がとられたのは、優級師範学堂の設立と同時に、初級師範学堂と中学堂も設立されたのであって、いまだ卒業生を出していなかったことによる。主な入学生としては、旧式学堂の出身者、あるいは旧式学堂の無い省に関しては科挙の举人、貢生、生員及第者が想定されていた。そして、公共科に入学した旧式学堂の出身者に対しては、彼らに欠落している知識を補うために変則的な補習カリキュラムが用意された。また、上記の科挙及第者に対しては、公共科の課程が1年であるところを3年に延長し、中等普通教育のレベルに達するまで補習が行われた。入学年齢も、中学堂卒業者は21歳であるが、科挙及第者は18歳から25歳までとし柔軟に対応した。

受験希望者は、まず出身地の府州県の推薦を受ける必要があった。推薦者は、推薦書、学生履歴書、健康診断書、学業成績書、内申書を提出しなければならなかった。試験は、中国文学、英語、算学、地理、

歴史、格致の6科目であった。これは初級師範学堂および中学堂で教えられた科目であったが、先に述べたように当初はまだこれらの学校の卒業生はいなかったもので、現実にはこの試験に対応できる者はほとんどいなかった。そこで、受験生が学んできた学問の内容に応じて、この6科目から適宜数科目を選んで試験が行われた。つまり各学生が得意とする科目によって試験が行われたのである。筆記試験の後、正規の試験では実施されない面接が設けられ、最終的に可否が判断された¹⁷。

このような「章程」の入学基準は、実際に受験生を募集する各省においてどのように受けとめられたのだろうか。両広総督岑春煊は1905年の皇帝に対する上奏文に次のように書いた¹⁸。

奏定学堂章程は各省に優級師範学堂を設置することを命じているが、現状はそれに合格するだけの学力を有する学生に乏しい。もし、そうした人材を養成するために初級師範学堂の設置からはじめるなら、優級師範学堂の実現は少なくとも8、9年先の話になる。

現状では、入学するための学力を有する学生はまだ十分に育っておらず、そのまま待っていたのでは「8、9年」かかる。しかし、初等教育を普及させるための初級師範学堂の教員および中堅人材を育成する中学堂の教員の養成は、危機的状態にある国家を救うために一刻を争う問題であった。「章程」に定められた優級師範学堂のコース、すなわち公共科や分類科を含む優級師範完全科の展開が制約されるならば、何らかの形でその制約を乗り越えなければならない。これが当時の指導者たちが直面した課題であった。

また、直督総督袁世凱は1906年の皇帝への上奏文に次のように書いた¹⁹。

¹⁷ 「奏定優級師範学堂章程」、李友芝・李春年・柳伝欣・葛嘉訓編『中国近現代師範教育史資料』1冊、部内資料、29-44頁参照。

¹⁸ 「光緒31年(1905)署両広総督岑春煊等会奏籌設兩広遊學予備科造就高等師範折」、前掲朱有嘯主編『中国近代学制史料』第2輯下冊、453頁。

¹⁹ 「直督袁奏為設立北洋師範学堂以広教育折」、同前書、369

¹⁶ 「山東教育史誌資料」、同前書、416-417頁。

奏定章程優級師範に関する規定では、まず公共科を設けること、中学堂卒業生から選抜し入学させること、修業年限を3年とすることが定められた。しかし、各省の中学堂卒業生はまだ微々たるもので、多少の変則はやむを得ない。応募者の中からレベルの比較的高いものを選んで入学させ、修業年限は6年とする。募集に際しては、中学堂の修業年限を含んで計算したものであって、大きく規則に背くものではない。

ここでもやはりまだ中学堂卒業生が少ないために、変則的に入学者を選ぶことが述べられている。少しでも学力レベルの高い者を選び、修業年限を延長しても帳尻を合わせようというのである。

近代的教育機関がほとんど設立されていなかった当時では、「章程」に定められた優級師範学堂の入学資格を満たす生徒はわずかであり、定員には遙かに及ばなかった。岑春煊と袁世凱の上奏文はまさに学生募集難の打開策であり、清政府はこれに対し即許可を下した。こうした状況にあつて、各省は中等教員養成の実をあげるために、学生募集の門戸を旧式学堂の出身者や科挙及第者に開放し、様々な方法で対処しようとしていたのである。

Ⅲ 優級師範学堂の経営実態

さて、各省の優級師範学堂では具体的にどのような試験が行われたのか。また、合格した学生にどのような授業科目を用意していたのか。学生募集すら困難であった当時、教員はどこから供給されたのか。こうした種々の事実を確認するために優級師範学堂の経営実態を考察してみる。

1 入学試験と授業科目

上述した柔軟な学生募集制度をいち早く採用したのは両江師範学堂であった。1907年夏、両江師範学堂は300名という大規模な学生募集を行った。応募

者はほぼ4,000名で、応募資格の審査によって半分以上が削られたが、それでも実際に試験を受けた者は1,400名を超えていた。

応募資格の要点を纏めると次の4点である²⁰。1点目は、「章程」に基づき、中学堂および初級師範学堂の卒業生を基準とするが、必要な量を確保するために基準を緩和し、中学および初級師範の卒業生に相当する者をも許可する。2点目は、科挙及第者については、举人・貢生・生員・監の別なく応募できる。3点目は、応募者の年齢は20歳から30歳までに限定する。4点目は、地方官および教育会の推薦を必要とする。

受験者が多いため、選抜試験は受験者の出身地域をもって区分され、旧暦の7月10日、11日、12日の3日に分けて行われた。各々の試験では2つの問題が出されており、受験者はその内1問を選び、規定の時間内に解答することになっていた²¹。

試験内容は、教育と国家の関係、新教育における伝統的国学の重要性、といった視角から展開されていた。教育学に関する基礎的知識や概念についてはまだ取り上げられていなかったことがこの試験の特徴であった。2問のうち1問を選んで論じるという試験方式には、科挙試験の影が依然残されていたことが窺える。

こうして集めた学生に授けるものとして、両江師範学堂はどのような授業科目を設けていたのだろうか。また、「章程」に定められた公共科や分類科の授業科目は、実際にはどこまで実現したのであろうか。次に、1908年の両江師範学堂の分類科と公共科の授業科目の設定について考察してみる。

両江師範学堂の公共科は、修身・教育・物理・化学・博物・手工・図画・法制・音楽・数学・地理・歴史・英文・東文・体操の15科目により編成された。「章程」に規定された8科目、すなわち人倫道德・群経源流・

²⁰ 「両江師範学堂第二次招考師範生照会各省府厅州県文」、同前書、363頁参照。

中国文学・東語・英語・弁学・算学・体操よりほぼ倍に近い数の授業科目が設定された。初級師範学堂および中学堂からの入学者が十全に得られない事情に対応し、分類科に進学後の学業に耐えうる学力を入学者に予備的に施すためであった。

両江師範学堂の分類科は、「章程」に定められた 4 コース中の 2 コースが創設された。すなわち理化数学部と博物農学部である。

理化数学部は、「章程」中の第三類に相当し、倫理学・経学・教育・物理・化学・手工・図画・音楽・英文・文学・体操の 11 科目が設けられた。第三類に規定された 12 科目と比べると、心理学と算学が設けられなかったことや音楽を加えたことが特徴であった。

博物農学部は「章程」中の第四類に相当し、倫理学・経学・教育・動物学・植物学・鉱物学・生理学・衛生学・農学・図画・英文・文学・体操の 13 科目が設けられた。第四類に定められた 14 科目と比較すると心理学と地学が設けられなかったことや衛生学を加えたことが授業科目の設定における特徴であった。

なぜ両コースに心理学がなかったのか。このことを考えるのに興味深いエピソードがある。それは、1907 年に京師大学堂優級師範科を卒業した鄒樹文の次の回想である²¹。

私は心理学の授業中に起こったある出来事を今でも覚えている。ある日、服部宇之吉教習が心理学を教えているところへ、ちょうど張之洞が視察にやってきた。服部は人の記憶力について講義しているところで、次のような話をした。すなわち、中年になると少年あるいは幼年のころのことが思い出せないのは、中年は多忙なため、少年のころに過ぎ去ったことは覆い隠されてしまうからだ。老年になると、しばしば中年のころのことを忘れ、そこで少年や幼年のころのことが逆に浮かび上がって現れる。だから人は老年になると、

幼年のころのことをよく思い出すことができるのだ、と。ところが、記憶力についてのこの議論が張之洞を怒らせることになった。張は自分が年老いたことをあざ笑われたと考えたのだ。その後、学堂章程を検討しているときに、張之洞は心理学科目の廃止を考えたそうだが、服部が外国人であったため、威を振るわけにもいかなかった。しかし師範科目からは心理学を取り除こうとした。だがこうしたやつ当たりの方法も当然のことながら実行することはできなかった。

張之洞は 1903 年に管学大臣を拝命し、「奏定学堂章程」の制定のため北京に移った。以上の回想にある張の京師大学堂優級師範科視察は、管学大臣の就任後から「奏定学堂章程」の公布前までの時期、およそ 1903 年の末頃と推測できる。心理学嫌いの張は、「章程」ではそれを排除することはできなかったが、結局自分が創設した両江師範学堂では設けることを許さなかったのであろう。

このように、両江師範学堂は「章程」に基づきコースを設けており、また授業科目の設定においても一応「章程」に定められた科目を設定した。しかし、若干ではあるが違いを出しているところもあり、各地の優級師範学堂は「章程」によって画一的に運営されたのではなく、現地社会の需要や学校運営者の構想によって多様な側面も有していたのである。

2 教職員の陣容

優級師範学堂設立当初の学生募集は極めて困難であったことが以上の考察から分かるが、教員はどこから供給されたのだろうか。1908 年ごろの両江師範学堂の教員名簿はいまだ発見に至っていないが、その代わりに 1907 年度の北洋師範学堂の教員名簿を用いて優級師範学堂の教職員の陣容を概観してみる。

表 7 に示したとおり、北洋師範学堂の教職員は全部で 42 名であった。ここでは、管理職、教員、特殊

²¹ 「紀両江師範学堂考試事」、同前書、365-366 頁参照。

²² 鄒樹文「北京大学最早期の回憶」『北京大学五十周年記念特

刊』出版社・出版年記載無、8-9 頁。

職、助手、事務員に分別してみよう。管理職の6名には表の「1」類、すなわち日本の大学や高等専門学校およびそれに準ずる学校を卒業した者は2名で、校長に相当する監督李士偉と教務長梁志宸であった。「3」類、すなわち日本の速成師範に属する者は2名で、学務官周煥文と監学馬鑒沅であった。残りの2名中1名は旧科举及第者で、もう1名は不明である。当時の留日帰国者は、日本の速成教育機関で学んだ者がほとんどで、李士偉と梁志宸のような正規の高等教育機関を出た者は非常に少なかった。学堂のトップクラスを占めていたことも現状を物語っている。管理職は留日帰国者が主流であったことがここから分かる。

教員の19名中、日本人お雇い教習は8名で、自国の教員は11名であった。8名のお雇い教習は教育学、地理歴史、倫理、博物、農学、理化、手工、図画という近代学校の授業科目を担当していた。また、11名の中国人教員は留日学生が2名で、日本体育会を卒業し体操科目を担当していた武鴻勛と、日本音楽学校を卒業し音楽教育を担っていた鄧汝坼であった。教員層には日本人お雇い教習や留日帰国者が主な授業科目を担当し、中等教員養成の役割を果たしていたことが分かる。

留学歴のない9名の中国人が担当していた授業科目は国文、中国の地理や歴史、経学、製造、英語、算術という国学を中心とする学科目であった。

日本人お雇い教習の最終学歴は高等専門学校卒を中心とするが、中国人教員の最終学歴は中国の専門学校や速成師範卒を主とした。大量の日本人お雇い教習の招請や自国教員の学歴の低さは、近代教育を導入したばかりで、教員自給が不可能な状況であったことを反映している。

特殊職には学堂の内部文書など機密情報を管理する「文案」と、会計および医者3名がいた。文案の胡紹銓は警察学校の卒業生であった。この警察学校は日本の教育機関か、それとも中国の教育機関か不明であるが、学堂ではなく学校という名称であったことが

ら、中国の教育機関ではない可能性が高いと思われる。医者は日本人で金沢医学校の卒業生であった。助手の9名は留日帰国者は3名で、いずれも速成師範以外の速成教育機関に学んだ者であった。残りの6名のうち、5名は儲才所を卒業した者で、1名は日本語専科を卒業した者であった。儲才所は地方に設置された人材養成機関であった。事務員は、旧科举及第者2名、銀行専修科を卒業した者が1名、高等小学堂を卒業した者が1名、合計5名であった。

以上、北洋師範学堂の教職員について考察をおこなった。お雇い日本人師範教習や留日帰国者が多数存在したのはこの学堂の人事の特徴であった。北洋師範学堂における教育学を始めとする近代教育の科目はいずれもお雇い日本人教習や留日帰国者が担当していたことから、清朝末期中国中等教員養成における日本の影響は非常に大きいものと感じられる。近代中国の師範教育はまさにお雇い日本人教習の協力のもとでスタートした。次第に早期の留日学生、中でも留日師範生が続々と帰国し、お雇い日本人教習に替わって活躍するようになる。

おわりに

以上、清朝末期における優級師範学堂の消長を見てきた。「章程」の考察によって、清朝末期の中等教員養成制度は日本のそれと酷似していたことを明らかにした。こうした特徴はカリキュラムにも反映された。受験資格を持つ者が不足していたことによって、優級師範学堂の展開は阻まれた。その状況を打開するために設置されたのが優級師範学堂選科であった。選科については稿を改めて論述する。

両江師範学堂の入試問題や授業科目の構成や北洋師範学堂の教職員から優級師範学堂の経営実態が明らかになった。両江師範学堂の入試問題から、教育学に関する基礎的知識や概念についてはまだ取り上げられていなかったことが分かった。また、同校の授業科目の構成をみれば、地方の状況に応じる柔軟性を持ちつつも、基本的には「章程」に定められた

カリキュラムが実際に実施されていたことも分かった。北洋師範学堂の教職員から優級師範学堂設置当初は日本人のお雇い教習、留日帰国者が多数存在していたことが分かった。

優級師範学堂の歴史は約8年という短期間ではあ

ったが、中国における初めての近代的な中等教員養成機関が成立した時期であった。それは辛亥革命によって全面的に停滞するが、中華民国誕生後に設置された高等師範学校に引き継がれ新たな始まりを迎えることになる。

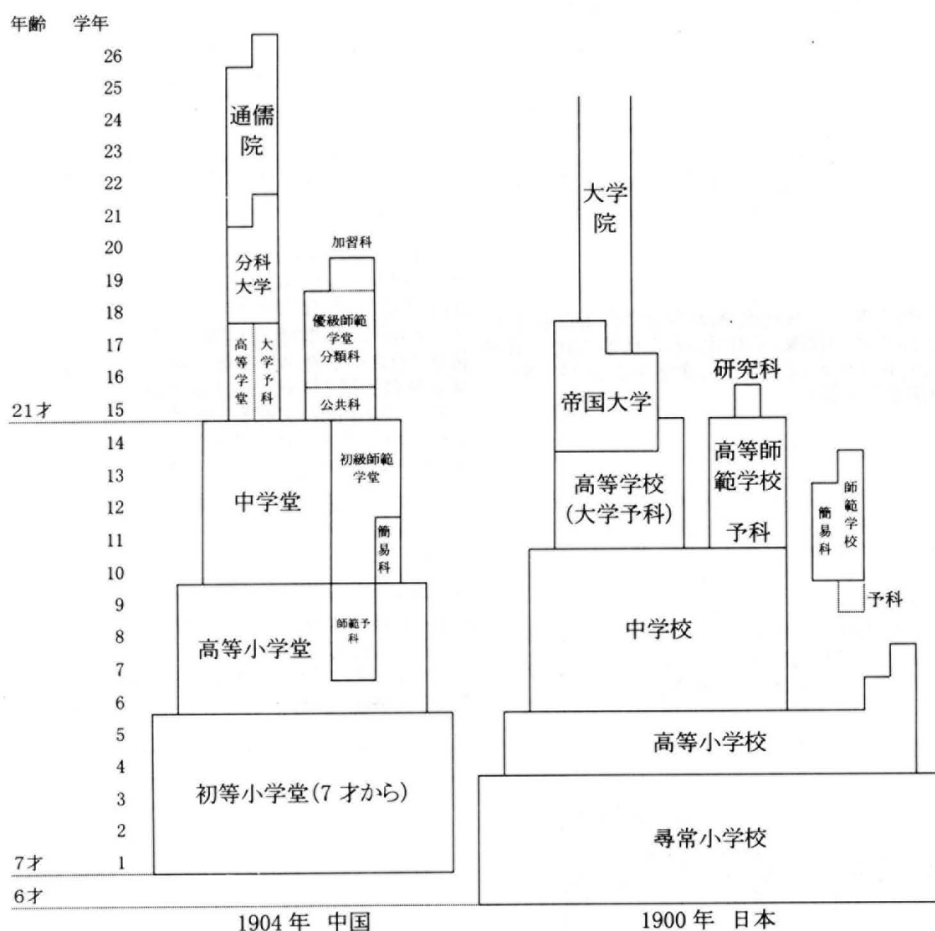


図1 中国の学校系統(1904年)と日本の学校系統(1900年)の比較

[註] 王鳳喈『中国近代教育制度』(商務印書館、1923年、111頁)、
細谷俊夫『教育学大事典』(第一法規出版社、1978年、356頁)により整理した。

表1 条文の比較

	「奏定優級師範学堂章程」	日本の高等師範学校諸規定
目的	優級師範学堂は、初級師範学堂および普通中学の卒業生を入学させ、初級師範学堂および中学堂の教員、管理員を養成し、これら学堂の教員、管理員供給を満たすことを目的とする(第一章第一節)	高等師範学校ハ師範学校中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス(「師範教育令」第一条)
学科課程	公共科の学科は8科とする(第二章第一節) 公共科の修業年限は1年とする(第二章第二節) 分類科の学科は4類に分ける(第二章第四節) 分類科の修業年限は3年とする(第二章第五節) 加習科の学科は10科とする(第二章第七節) 加習科の修業年限は一年とする(第二章第八節)	高等師範学校ノ学科ヲ分チテ予科本科研究科トス(「高等師範学校規程」第一条) 修業年限ハ予科一カ年本科三カ年研究科一カ年乃至二カ年トス(「高等師範学校規程」第五条)
生徒募集	公共科の学生は、初級師範学堂および官立中学堂の卒業証書を有するものに入学を許可する。私立中学堂の卒業生はその学力を本省の学務処で検定し、官立中学堂と同レベルと認められた場合、選抜試験を受けることを許可する。但し変則として初級師範および中学堂に相当する学力を有する者に選抜試験を課し入学を許可する(第三章第一節)	高等師範学校予科生及官費専修生ハ師範学校官立中学校及文部大臣ニ於テ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立中学校ノ卒業生ニシテ身体健全品行方正ナリ者ニ就キ地方長官之ヲ薦薦シ高等師範学校長其ノ中ヨリ試験ノ上選抜スルモノトス(「高等師範学校生徒募集規則」第一条)
卒業生服務	分類科卒業生の服務義務は6年とする。前2年は学務大臣や省の督撫から指定された仕事に就く。義務年限を終了すれば大学堂に進学することができる(第四章第一節)	高等師範学校本科卒業生ニシテ所定学資ノ全部支給ヲ受ケタル者ノ服務年限ハ卒業証書受得ノ日ヨリ七カ年一部支給ヲ受ケタル者ハ五カ年自費生ハ三カ年トシ其ノ間教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有スルモノトス但全部支給ヲ受ケタル者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ三カ年間一部支給ヲ受ケタル者ハ二カ年間ハ文部省ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務アルモノトス(「高等師範学校卒業生服務規則」第一条)
附属学堂	普通教育の方法を研究し、教育の進歩をはかり、各普通学堂の模範となることを期すとともに、本学堂学生の実習の場となす(第五章第一節)	附属学校ハ普通教育ノ方法ヲ研究シ師範生徒ヲシテ実地授業ヲ練習セシムル所トス(「附属学校規則」第一章第一条)
教員・管理員	優級師範学堂に以下の教員管理員をおく。 監督 教務長 教員 副教員 監書 庶務長 文案官 会計官 雑務官 齊務官 監学官 檢察官 中学弁事官 中学教員 小学弁事官 小学教員(第六章第一節)	文部省直轄諸学校ニ職員ヲ置ク 校長 教授 生徒監 助教授 書記(「文部省直轄諸学校官制」第六条) 高等師範学校ニ第六条職員ノ外左ノ職員ヲ置ク 教諭 助教諭 訓導(「文部省直轄諸学校官制」第十一条)

表2 優級師範学堂
公共科カリキュラム

学科目	週時間数
英語	12
数学	6
日本語	6
国語	3
体操	3
論理	3
倫理	1
経学	2
合計	36

表3 東京高等師範学校
予科カリキュラム

学科目	週時間数
英語	10
数学	4
漢文	3
国語	3
体操	3
論理	2
倫理	1
図画	2
音楽	2
合計	30

表4 優級師範学堂第3類

学年 科目	第一 学年	第二 学年	第三 学年
人倫道德	2	2	3
教育学	—	4	8
心理学	1	1	—
算学	6	6	6
物理学	5	6	7
化学	4	5	5
英語	3	—	—
図画	2	—	—
手工	3	3	—
体操	3	3	3
經学大義	6	5	4
中国文学	1	1	1
合 計	36	36	36

表5 東京高等師範学校本科数物化学部

学年 科目	第一 学年	第二学年		第三学年	
		数学物 理を主 とする もの	物理化 学を主 とする もの	数学物 理を主 とする もの	物理化 学を主 とする もの
倫理	1	1	1	1	1
心理学及 教育学	2	3	3	5	5
数学	6	6	3	6	—
物理学	3	4	4	5	5
化学	4	1	4	—	4
英語	5	3	3	—	—
図画及 手工	2	2	2	2	2
体操	3	3	3	2	2
天文気象	—	—	—	2	2
合 計	26	23	23	23	21

表6 1907-1909年の優級師範学堂

年度 場所	1907年		1908年		1909年	
	学堂	学生	学堂	学生	学堂	学生
直隸		177		65	2	189
山東	1	77	1	136	1	179
河南					1	273
江寧	1	273	1	361	1	338
江蘇			1	91	1	112
四川					1	224
広東			1	200	1	189
広西			1	165		
合 計	2	527	5	1018	8	1504

表7 北洋師範学堂教職員名簿

役職		氏名	出身	最終学歴および種類	
管理職	監督	李士偉	永年	早稲田大学	1
	教務長	梁志宸	豊岡	早稲田大学	1
	学務官	周煥文	寧河	速成師範(日本)	3
	監学	劉桂芬	文安	不明	0
	監学	馬鑒?	定州	理化師範(日本)	3
	庶務長	童宗河	江西	附貢生	5
教員	図画教員	松長長三郎	日本	美術学校	1
	教育学教員	中島半次郎	日本	高等師範学校教育学研究科	1
	地理歴史教員	関栄太郎	日本	高等師範学校	1
	日本語・倫理教員	后藤龍縁	日本	早稲田大学	1
	博物教員	大津原三郎	日本	高等師範学校	1
	農学教員	柴田勝熊	日本	高等師範学校	1
	手工図画教員	安成一雄	日本	高等工業学校	1
	理化教員	武正兼一	日本	物理学校	1
	国文教員	常?璋	饒陽	不明	0
	中地理教員	白毓昆	江蘇	南洋公学	4
	経学教員	孫雄	江蘇	不明	0
	歴史教員	李?	寧河	举人	5
	中地理教員	張相文	江蘇	南洋公学師範班	4
	体操教員	武鴻勛	広宗	日本体育会	3
	制造教員	孫質超	清苑	師範	4
	音楽教員	鄧汝?	大城	音楽学校(日本)	1
	手工教員	何賢梁	広東	福建船政	2
	国文・経学教員	李汝讓	永年	举人	5
	英語・算術教員	李葆華	河南	初級師範	2
特殊職	文案	胡紹銓	貴州	警察学校	1
	会計	楊瑜統	江蘇	不明	0
	医官	月原秀範	日本	金沢医学校	1
助手	教員助手	? 廉増	三河	法政大学予科	6
	教員助手	呉清林	阜城	儲才所	7
	教員助手	韓定生	高陽	儲才所	7
	教員助手	馬冠標	宛平	儲才所	7
	教員助手	焦瑩	懷安	儲才所	7
	教員助手	何俊福	福建	儲才所	7
	教員助手	郭錫瀛	永年	日本語専科	7
	教員助手	王自強	南宮	同文学院	6
	教員助手	劉作新	豊潤	同文書院	6
事務員	司事	王開第	天津	廩生	5
	司事	田壯勛	山東	不明	0
	司事	馬慶錫	山東	高等小学堂	8
	司事	陳宝善	天津	監生	5
	司事	王文德	山西	銀行専修科	7

註) 0は学歴不明者。

1は日本の大学や高等専門学校およびそれに準ずる学校の出身者。

2は中国の専門学校およびそれに準ずる学校の出身者。

3は日本の速成師範の出身者。

4は中国の速成師範の出身者。

5は旧科举及第者。

6は日本の速成師範以外の速成教育機関の出身者。

7は中国の速成師範以外の速成教育機関の出身者。

8は中国の高等小学堂の出身者。

The Establishes and Its Process of Superior Grade Pedagogical School Regulation

Zhijiang JING

In August, 1902, Qing government had announced the first law of raising middle school teachers during Chinese modern times. This law had not carried on the independent establishment to the higher education pedagogical system, but indicated the mean of pedagogical hall. It is establishment. It is very regret that because of the transformation of old systems to new system and the battles of individual power and influence during the royal government. It is members, this law soon meet suffers and dead.

In January, 1904, the Qing government reannounced another law of raising middle school teachers named Superior Grade Pedagogical School Regulation. This law had the unprecedented value to the higher-level normal education, its characteristic is that it set up the superior grade pedagogical school and the primary pedagogical school as the consistent independence pedagogical education system. It is specially worth gazing that this law explicitly stipulated the pedagogical education system is the double-level raise system which constitutes by the organizations of raising middle school teachers and the organizations of raising elementary school teachers. Obviously, it follows the Japanese educational system, many research papers have mentioned that before, but all did not have the concrete textual research.

The present paper will compare the original texts of higher-level normal education systems between China and Japan, and carried on the research of superior pedagogical school development condition during the end of Qing dynasty.